

資 料

（ 環 境 税 関 係 ）

目

次

・ 京都議定書の目標達成のためのスケジュール	1
・ 京都議定書目標達成計画（抄）	2
・ 環境税の具体案（骨子）	3
・ 環境税の具体案における相違点（昨年環境省案等との比較）	5
・ 京都議定書目標達成計画の骨子	6
・ 京都議定書目標達成計画における「対策」と「施策」の考え方	7
・ 我が国の温室効果ガス排出量の推移	8
・ 平成17年度の税制改正に関する答申（抄）、平成17年度税制改正大綱（抄）	9
・ 平成18年度京都議定書目標達成計画関係予算概算要求について	10
・ ヨーロッパ諸国における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要	16

京都議定書の目標達成のためのスケジュール

平成17(2005)年
2月16日

ロシアの批准(11月)に伴い京都議定書発効

平成17(2005)年
4月28日

◎ 京都議定書目標達成計画(閣議決定)

京都議定書の目標(注)を達成するために必要な温暖化対策などを規定

(注)2008～2012年の5年間の温室効果ガス排出量の平均を基準年(1990年)比マイナス6%にする

- ・目標達成計画に掲げられた対策等の実施
- ・対策等の進捗状況等の点検

平成19(2007)年度

目標達成計画の定量的な評価・見直し

平成20(2008)年
～平成24(2012)年
[約束期間]

目標達成計画の評価・見直しに基づく対策等の実施

京都議定書目標達成計画(抄)(平成17年4月28日閣議決定)

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

(6-2)

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

環境税の具体案(骨子)

趣旨	○企業、家庭などの全ての主体に対して、排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。(規制を受ける人や企業、自主的に取り組む大企業だけによる限られた範囲の取組から、全員参加の裾野の広い削減の推進へ) ○削減努力した企業への税の軽減により、対策を促す。
課税の仕組み	○家庭・オフィス： ・灯油、ガソリン、LPG（上流で課税） ○工場等： 当分の間、適用を停止する。 ・石炭、重油、軽油、天然ガス、ジェット燃料（大口排出者による申告納税） ○家庭・オフィス・工場等： ・電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して課税
税率 ・税収額	○税率：2,400円／炭素トン 税収額： 約3,700億円 ○家計の負担： 世帯当たり平均 年間約2,100円(月額約180円)
軽減措置	○国際競争力の確保や 排出削減努力の奨励促進等のため、 ・大口排出事業者において、削減努力をした場合は、5割軽減(エネルギー多消費産業には6割) ・鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は免税 ・灯油について5割の軽減

使途	○一般財源 (税収の全額を、企業・家庭などの温暖化対策、森林の整備・保全、温暖化対策の減税財源に充てる。) ①荒れた森の再生 ②エコ住宅・エコビルの爆発的普及 ③クリーンエネルギー自動車の加速的普及 ④植物由来の燃料など自然エネルギーのもう一段の活用 ⑤自然エネルギーの利用促進 ○税収の一部を地方の温暖化対策に充てるため、地方公共団体へ譲与
効果・影響	○税によるCO2削減量 4,300万トン程度(1990年基準で3.5%程度) ○経済への影響 GDP年率0.01ポイント減
実施時期	平成19年1月

その他	○ 地球温暖化対策の観点から、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率(暫定税率を含む。)の水準を維持することを要望 ○ 特別会計・特定財源の改革に際してはその財源を地球温暖化対策にも充てることを要望
-----	--

環境税の具体案における相違点(昨年の環境省案等との比較)

	今年の環境省案	昨年の環境省案	昨年の自民党部会案
課税対象	化石燃料、発電用燃料	化石燃料、電気	同 左
課税段階	上流：ガソリン、LPG、灯油 下流：石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料（全て大口排出者が対象） 発電用燃料、ガス製造用原料 (注) ガソリン、軽油、ジェット燃料は当分の間課税しない。	上流：ガソリン、LPG、灯油、軽油 下流：石炭、天然ガス、重油（大口排出者が対象）、ジェット燃料、都市ガス 電気（電源構成にかかわらず同一税率）	同 左
税率	2,400 円／炭素トン （ガソリン 1ℓ 当たり約 1.5 円） （家計負担：世帯当たり平均年間約 2,100 円）	同 左 （家計負担：世帯当たり平均年間約 3,000 円）	3,000 円／炭素トン （ガソリン 1ℓ 当たり約 2 円） （家計負担：世帯当たり平均年間約 3,700 円）
税 収	3,700 億円（一般財源）	4,900 億円（一般財源）	6,000 億円（特定財源）
使 途	全額、温暖化対策 （地方に一部、環境譲与税として譲与） 温暖化対策を支援する税制優遇措置の財源	温暖化対策：3,400 億円 （地方に約 2 割を環境譲与税として譲与） 社会保障財源：1,500 億円	全額、温暖化対策 （地方にも環境譲与税として譲与） 中長期的施策（環境教育等）にも充当
軽減措置	- 大口排出者が削減努力した場合の軽減（エネルギー多消費型産業の場合、さらに軽減を上乗せ） - 鉄鋼等製造用石炭、コークス等の免税 - 寒冷地に配慮した灯油軽減（1/2 軽減）	- エネルギー多消費型産業に対する軽減 - 同 左 - 同 左 - 運輸事業者対策（軽油軽減） - 電気、都市ガスに免税点を設定	- エネルギー多消費型産業が努力した場合の軽減 - 同 左 - 同 左 - 同 左 - 同 左
実施時期	平成 19 年 1 月	平成 18 年 1 月	同 左
効 果	CO2 削減量：4,300 万 t （基準年比 3.5%）	CO2 削減量：5,200 万 t （価格効果：0.5%、税収活用効果 3.5%）	CO2 削減量：6,500 万 t （価格効果：0.6%、税収活用効果 4.6%）
そ の 他	- 地球温暖化対策の観点から、エネルギー課税等の税率水準を維持 - 特別会計・特定財源の改革の際は、その財源を地球温暖化対策にも充当	石油石炭税との関係につき所要の整理	(注) 昨年の公明党部会案は、自民党部会案と基本的構造は同じであるが、上記の軽減措置のうち一部を認めないこととしたため、税収が 6,700 億円とされていた。

京都議定書目標達成計画の骨子

(内閣官房作成)

目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%)からの削減
温室効果ガス	2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度 比(基準年 総排出量比)	
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

①エネルギー起源CO₂

- ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
- ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」

②非エネルギー起源CO₂

- ・混合セメントの利用拡大 等

③メタン

- ・廃棄物の最終処分量の削減 等

④一酸化二窒素

- ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等

⑤代替フロン等3ガス

- ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2. 横断的施策

- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- 排出量の算定・報告・公表制度

○ポリシーミックスの活用
(※環境税等も検討)

3. 基盤的施策

- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

推進体制等

- 毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し

- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

京都議定書目標達成計画における「対策」と「施策」の考え方

(環境省作成)

追加的な削減の必要性

現状対策では
2010年の排出量
は6%増と予測



6%削減のためには
12%分の追加
的な削減が必要



排出削減 : 6.5%
森林吸収源 : 3.9%
京都メカニズム : 1.6%

計12%

排出削減の「対策」

対策

排出削減見込量

- ・産業界の自主 4240万トン
 行動計画
- ・建築物の省エネ 2550万トン
 性能向上
- ・住宅の省エネ 850万トン
 性能向上
- ・新エネルギー 4690万トン
 の導入
- ・自動車の燃費 2100万トン
 改善
- ・トップランナー 2900万トン
 機器の普及
- ⋮

「対策」を推進する ための「施策」

自主的手法

規制的手法

経済的手法(税、
補助金、融資等)

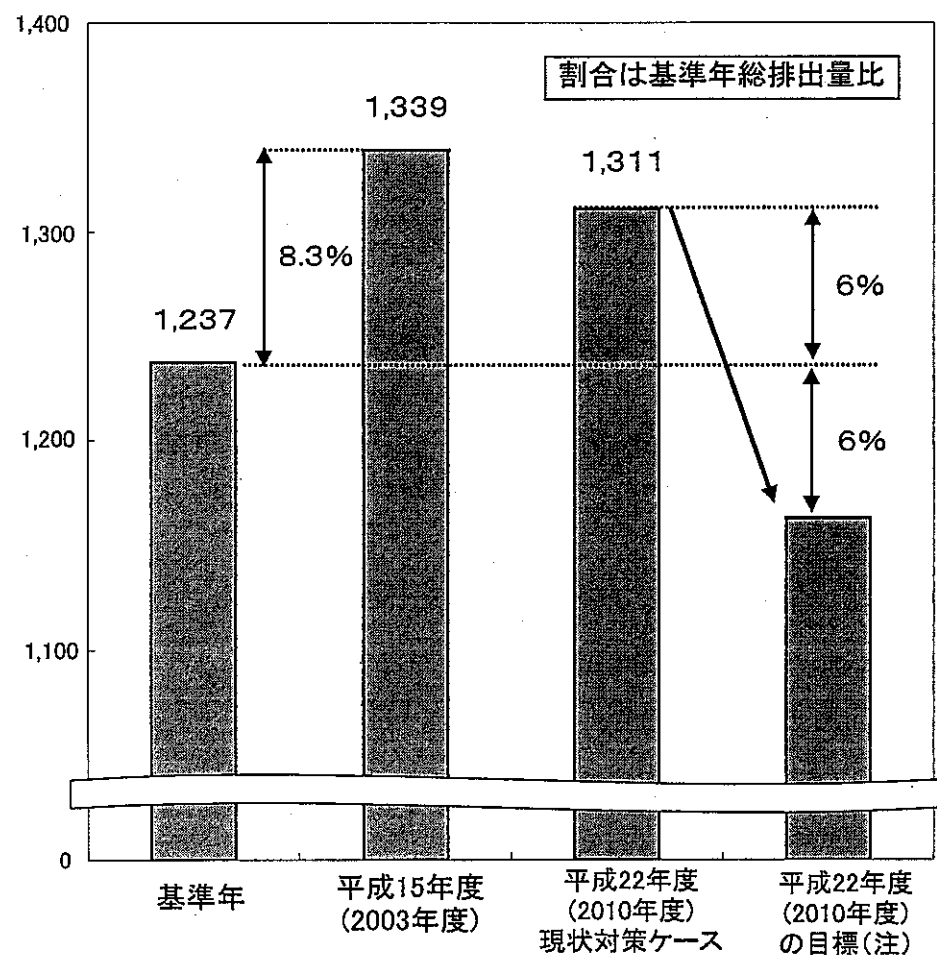
情報的手法

対策 : 排出削減の効果がある行為。主に事業者や国民が高効率の機器・技術の導入を行うことが該当する。

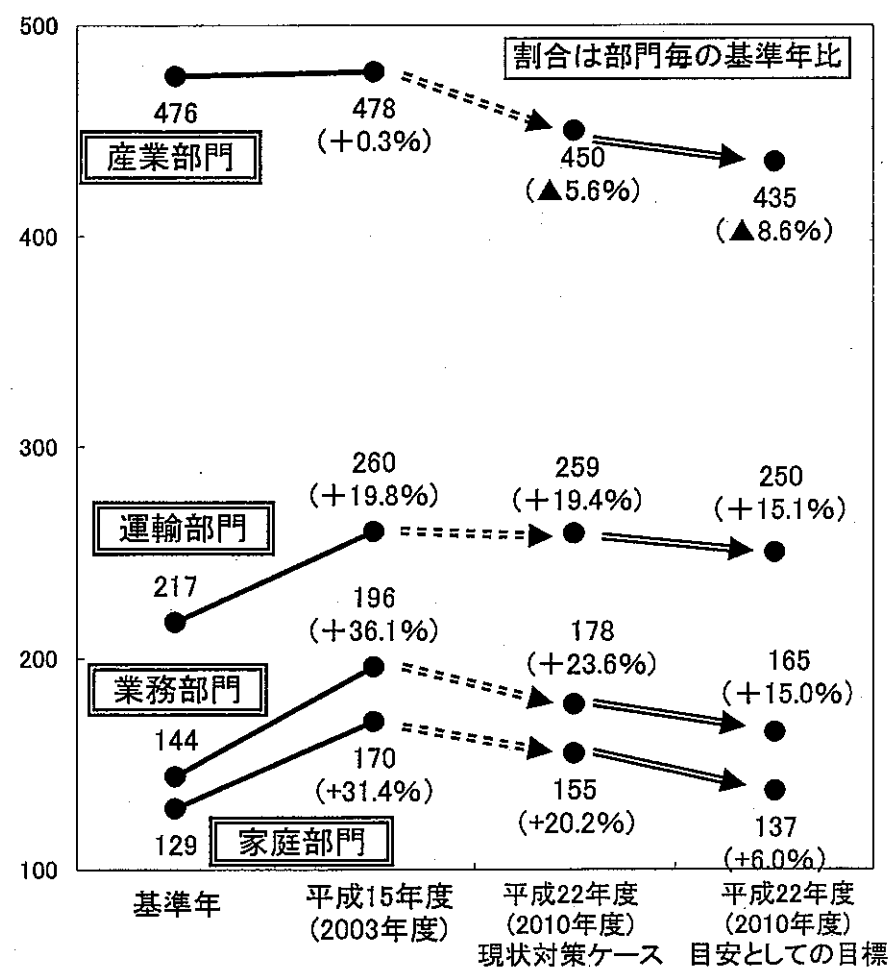
施策 : 「対策」を推進するために国・地方公共団体が実施する政策。補助金・税制・融資による支援、規制などが該当する。

我が国の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス総排出量（百万トンCO2換算比）



左のうちエネルギー起源CO2排出量（部門別、百万トンCO2）



(注) 京都議定書の目標は、2008年から2012年の温室効果ガス総排出量を基準年(原則1990年)比6%削減すること。

平成 17 年度の税制改正に関する答申（抄）
（平成 16 年 11 月 25 日 政府税制調査会）

二 個別税目の課題

7. 地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策の国際的枠組みとして、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が、来年 2 月に発効する。これに伴い、日本の国際的責務が現実的なものとなる。こうした中で、わが国における排出量は民生・運輸部門を中心に年々増加しており、その削減のため、早急に追加的な対策を検討することが求められている。

その一環として、いわゆる環境税導入の是非については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付けを踏まえて検討せねばならない。現時点では、他の政策手段との関連において、環境税の位置付けは必ずしも明らかでない。来年 3 月までに行われる「地球温暖化対策推進大綱」（平成 14 年 3 月）の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割が具体的かつ定量的に検討されることが必要である。

環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の使途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。

環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならない。

平成 17 年度税制改正大綱（抄）
（平成 16 年 12 月 15 日 自由民主党 公明党）

第三 検討事項

- 14 われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成 17 年 2 月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。

平成18年度京都議定書目標達成計画関係予算概算要求について

内閣官房の取りまとめにより、平成18年度京都議定書目標達成計画関係予算概算要求額がまとまりましたのでお知らせいたします。

関係予算の概算要求の額は、「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」が5175億円、「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」が1411億円、「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」が3946億円、「基盤的施策など」が410億円となっています。

1. 内閣官房では、本年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、本年より、「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめることとしています（※）。

（※）平成15年度から17年度までは、地球温暖化対策推進大綱関係予算をとりまとめている。

2. 関係府省全体の平成18年度の同計画関係予算の概算要求は、次のとおりです。

A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5, 175億円
B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	1, 411億円
C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	3, 946億円
D. 基盤的施策など	410億円

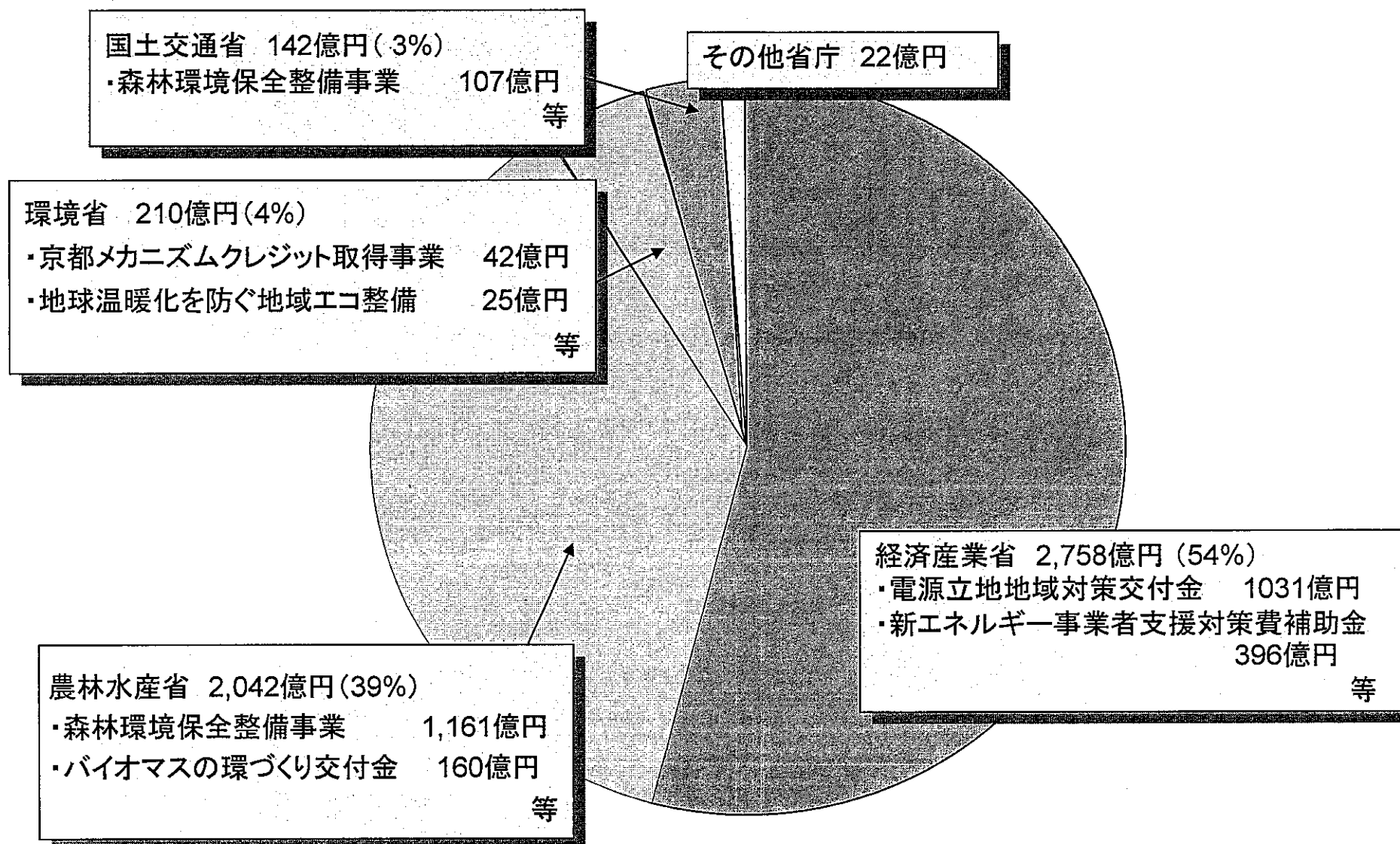
3. A～Dの4分類ごとの府省別内訳等は、別紙のとおりです。

（注1）4つの分類の考え方

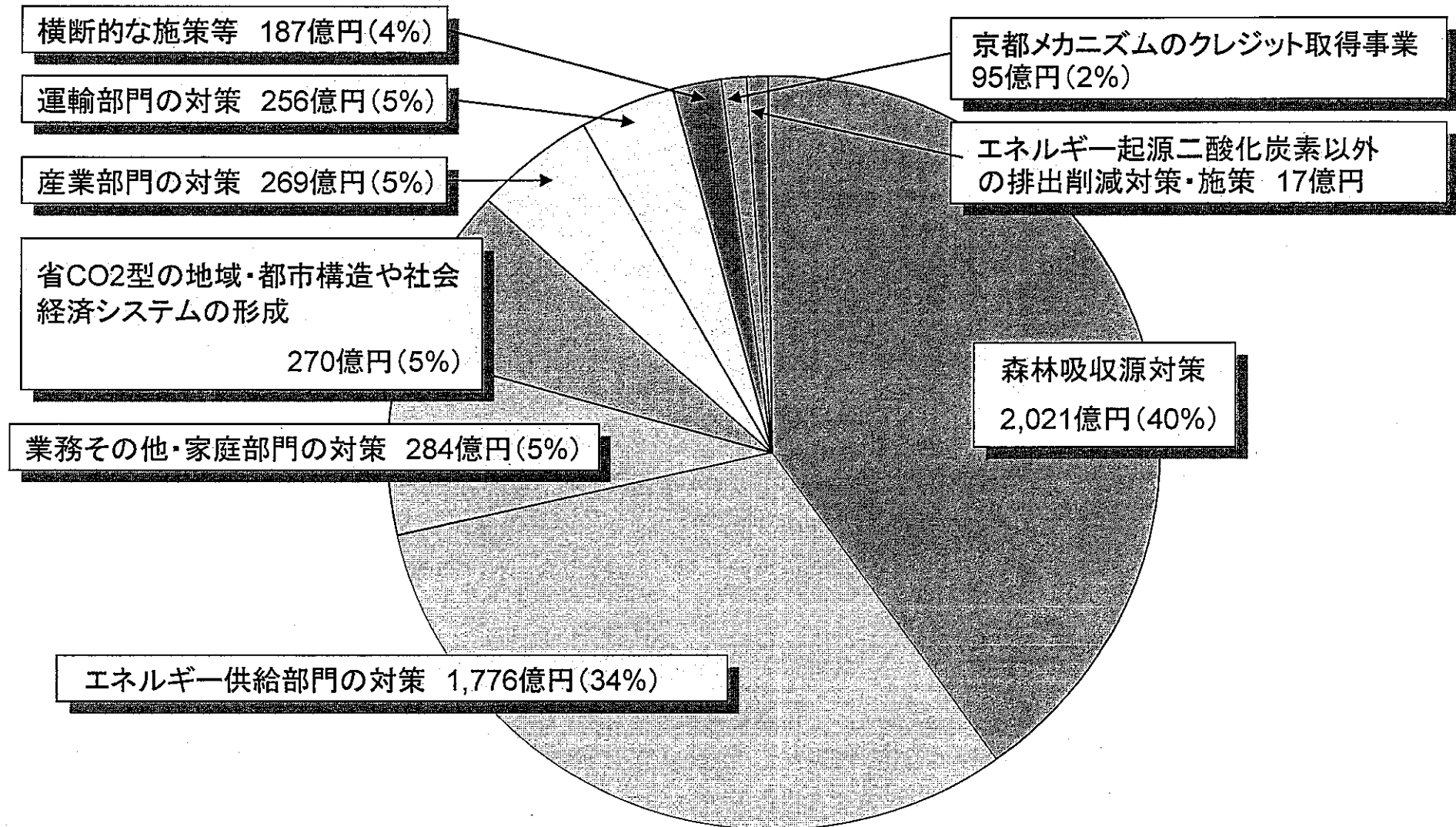
1. 「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」には、目標達成計画の別表にある対策や京都メカニズム活用の推進のために行う、対策実施への補助・支援、対策普及のための情報提供、実用化のための実証実験などが該当する。
2. 「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」には、主に京都議定書の第1約束期間の後に効果を発揮する対策・施策が該当する。具体的には、対策技術の開発、人材育成等が多く該当している。
3. 「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」には、対策・施策の主たる目的・効果が地球温暖化対策でないものが該当する。具体的には、治山事業等による森林の保全、廃棄物焼却等に伴う排出の削減、公共交通機関の整備などが該当する。
4. 「基盤的施策など」には、我が国の温室効果ガスの排出削減等の効果を持たないものが該当する。具体的には、対策・施策の全般的な評価・見直し、排出量・吸収量の算定、気候変動の研究・監視観測、国際的な連携の確保などが該当している。

（注2）京都議定書目標達成計画関係予算は、従来の地球温暖化対策推進大綱関係予算と比べ、①目標達成計画において対策の内容が精査され対策の絞込み等が行われている、②集計方法をすべての予算の合計から予算の性格に応じた上記4分類ごとの集計に変更した、という違いがあるため、18年度目標達成計画関係予算額と、17年度大綱関係予算額との直接の比較はできない。

A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの 5,175億円



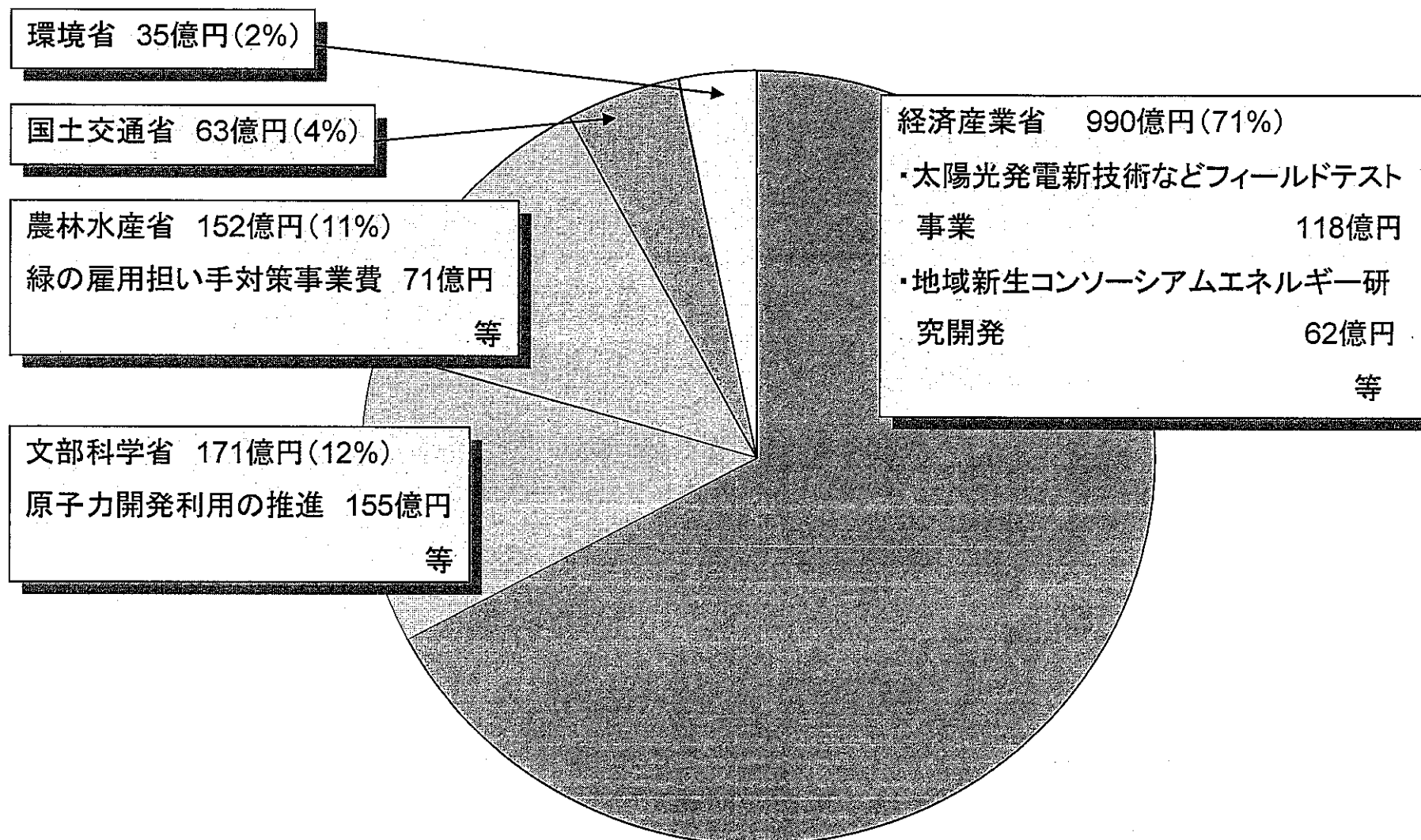
【「A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」の対策分野別内訳】



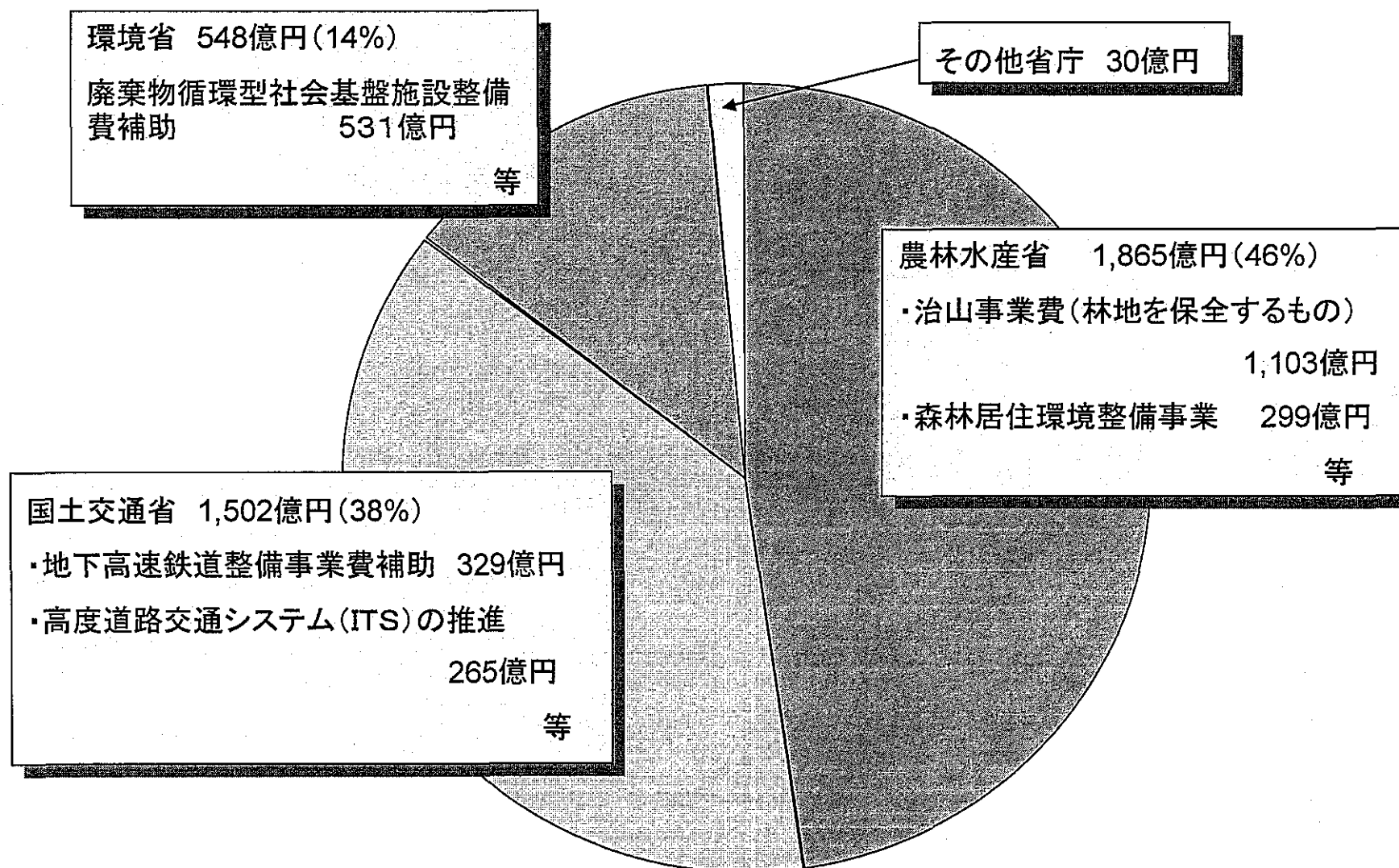
(注)17年度予算について、京都議定書目標達成計画関係予算の「京都議定書の6%削減約束に直接の効果があるもの」に該当すると考えられるものを集計したところ、計4,827億円であった。

B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの

1,411億円

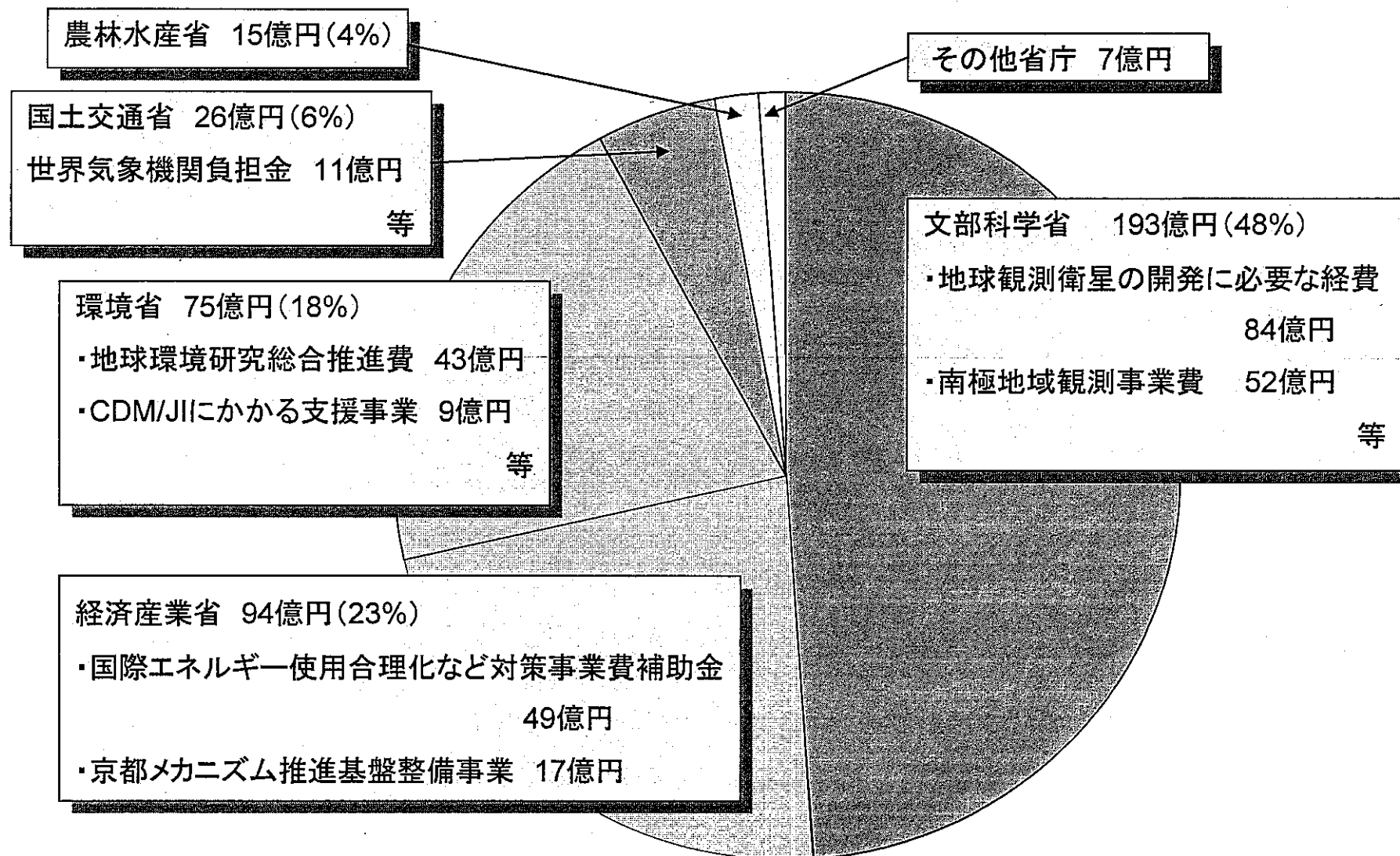


C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの 3,946億円



D. 基盤的施策など

410億円



ヨーロッパ諸国における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要（未定稿）

	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	オランダ		イギリス		ドイツ		イタリア
税 目	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	一般燃料税	燃料規制税	炭化水素油税	気候変動税	鉱油税	電気税	物品税
施 行 時 期	1990年導入 (既存のエネルギー税とは別に導入)	1991年導入 (既存のエネルギー税とは別に導入)	1991年導入 (既存のエネルギー税とは別に導入)	1992年導入 (既存のエネルギー税とは別に導入)	1992年 (税率引上げ)	1996年導入 (追加課税)	1993～99年 (税率の大幅な引上げ)	2001年導入 (課税対象の拡大)	1999年 (2003年まで段階的に税率引上げ)	1999年導入 (課税対象の拡大・段階的に税率引上げ)	1999年 (2005年までに段階的に税率引上げ)
主な課税物件											
ガソリン	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—	○
灯油	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
軽油	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
重油	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○
石炭	○	—	○	○	○	—	—	○	—	—	○
LPGガス	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
天然ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
電力	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—
課税対象とされる主な用途	交通・事業・家庭用	交通・事業・家庭用	交通・事業・家庭用	交通・事業・家庭用	交通・事業・家庭用	事業・家庭用	交通・事業・家庭用	事業用のみ	交通・事業・家庭用	交通・事業・家庭用	交通・事業・家庭用
課 税 段 階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供給	製造・輸入	供給	製造・輸入
税 収	1,111億円 (1999年)	1,090億円 (2001年)	2,390億円 (2001年)	867億円 (2002年)	830億円 (2001年)	2,850億円 (2003年推計)	(注3)	1,587億円 (2002年)	1兆8,962億円 (2002年)		(注4)
課 税 主 体	国										
税 収 使 途	一 般 財 源										

(備考) 2003年現在。各国資料等により作成。

(注1) —に区分されている場合であっても、既存のエネルギー税等が課されている場合がある。

(注2) 税収については、環境省、経産省調べ。

(注3) イギリスの炭化水素油税収は4兆2,242億円(2002年)であるが、地球温暖化対策として税率を引き上げた部分に対する税収は不明。

(注4) イタリアの税収については、詳細な資料がないため不明。